

## 『卓トレ』会員規約

### 名称及び所在地

#### 第1条

本施設の名称・所在地は本文末尾および当施設HP (<https://taku-tore.com>)に明記します。(以下「本施設」といいます)

### 運営

#### 第2条

本施設の運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社石原不動産が行います。

### 目的

#### 第3条

本施設は、入会された会員が本施設内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品位ある生活を楽しむことを目的とします。

### 入会資格

#### 第4条

- ①本施設に入会できる方は、別に定める会員加入の各要件を満たし、本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「会員」といいます)
- ②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑な施設利用に支障を来す可能性がある方、その他本施設が不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

### 会員の種類

#### 第5条

本施設の会員種類及び各要件は別に定める通りです。

### 入会手続

#### 第6条

- ①本施設に入会する方は所定の入会手続を行い、本施設の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。
- ②入会する本人が未成年者の場合は、保護者の連帯保証を必要とします。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本施設の免責につき同意するものとします。

### 入会金

#### 第7条

会員は、本施設の定める入会金を、所定の方法で本施設に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び会員管理のための必要費用であり、一旦納入した年会費は返還しません。

### 鍵の発行と管理

#### 第8条

- ①会員には本施設の入退出を管理する、固有IDを含んだ電子鍵を貸与します。その場合、入会時に鍵発行費を支払います。
- ②会員は、自らの責任において電子鍵を管理します。他人に貸与することは禁止します。万が一、紛失・過失による破損・滅失があった場合、再発行の費用が発生します。
- ③退会時には、貸与されていた電子鍵を事務局に返却します。但し、物理的な鍵の発行が行われていない場合はその限りではありません。

### 資格停止及び除名

#### 第9条

本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 本施設の定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。  
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二 本施設の施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本施設が定める規則に違反したとき。
- 四 本施設の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 本施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 その他本施設が、社会通念に照らし、本施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

### 会員資格の喪失

#### 第10条

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、本施設から貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

### 会員資格の譲渡禁止

#### 第11条

会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

### 会費等の支払

#### 第12条

会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本施設が定めるものとします。  
(会員維持費は、会員が本施設の会員資格を有する限り、現実に本施設の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

### 施設利用料

#### 第13条

会員は、本施設を利用する場合、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

### 退会

#### 第14条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本施設に退会の申し出を、直接・メール・郵便等で提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌末日扱いになります。なお、通信エラーなど含め、当社の責によらない理由により本施設が退会申し出を受領しない場合、会費支払義務は継続するものとします。

## ビジターの利用

### 第15条

- ①本施設は、会員の同伴により、会員1名につき1名を上限に、会員以外の方（以下「ゲスト」といいます）に本施設を利用させることができます。ゲストは、本施設の施設を利用するにあたり、本規約第18条に準ずるものとします。なお、同時に複数台を利用する場合のゲスト可能数は都度相談となります。
- ②前項の規定にかかわらず、本施設は必要に応じてゲストの入場制限をすることができるものとします。なお、ゲストの料金、その他に関する規則は別に本施設が定めま

## 休業

### 第16条

本施設は、原則として別紙に記載する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに通知します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ通知することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 施設の廃止・利用制限等

### 第17条

- ①本施設は、次の事由により本施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
  - 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本施設の業務遂行に支障があるとき。
  - 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
  - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
  - 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
  - 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 会員の利用及び事故

### 第18条

- ①会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本施設の施設を利用するものとします。
- ②本施設は、会員が本施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本施設の責めに帰すべき重大な事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本施設内外でのトラブルについても同様とします。
- ③会員は、本施設において、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。

## 責任事項

### 第19条

- ①会員およびゲストは、自身の故意または過失により施設設備の破損等をした場合、損害賠償責任を負います。
- ②会員は、本施設が会員制であることを認識し、同伴したゲストの本施設内における行為、施設に対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

## 変更事項

### 第20条

会員は、住所または連絡先・メールアドレス等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。届け出が未済であることにより会員が被った不都合について、施設は一切の責任を負いません。

## 諸費用の改定

### 第21条

本施設は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況・税率の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本施設は当社ホームページ・登録メールへの配信等にて会員に告知するものとします。

## 細則

### 第22条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本施設が定めるものとします。

## 改定

### 第23条

本規約の改定及び変更は本施設により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

## 附則

### 第24条

本規約は2015年4月29日より施行します。（2015年5月6日改定 2019年8月1日改定 2020年5月1日改定）

## 名称及び所在地

名 称：株式会社石原不動産  
住 所：福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字舞代田丙617-1

名 称：『卓トレ』世田谷経堂店  
住 所：東京都世田谷区宮坂3-8-4 共和宮坂ビル4F

名 称：『卓トレ』西川口店 （平成28年8月21日追加）  
住 所：埼玉県川口市西川口1-33-8 千山閣ビル5F

名 称：『卓トレ』練馬中村橋店 （平成29年8月14日追加）  
住 所：東京都練馬区中村北4-5-13 アイワビル2F

その他 加盟店名称・所在地はHP記載の通り 但し御徒町店は除く